

日 薬 業 発 第 289 号
令和 7 年 10 月 29 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

東日本大震災により被災した国民健康保険の被災者に対する
一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、厚生労働省保険局国民健康保険課長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の免除措置につきましては、令和 6 年 10 月 2 日付け日薬業発第 243 号ほかお知らせしたところです。

令和 7 年 3 月 31 日に指定が解除された帰還困難区域の上位所得層の被保険者に対する一部負担金の免除措置につきましては、令和 7 年 10 月 1 日以降、全額の財政支援を終了することとされておりますが、今般、一部負担金の支払いの免除の要件につきまして別添のとおり示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

別添

東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて

(令和 7 年 10 月 24 日付け事務連絡、厚生労働省保険局国民健康保険課)

事務連絡
令和7年10月24日

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する
一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて

公的医療保険制度について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、各都道府県あてに通知しておりますので、御了知いただくとともに、貴管下の会員等に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

保国発 1024 第 1 号
令和 7 年 10 月 24 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
(公 印 省 略)

東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する
一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて

東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の免除措置については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」(平成 23 年 5 月 2 日付け保発 0502 第 3 号厚生労働省保険局長通知) 及び「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」(令和 6 年 9 月 30 日付け保国発 0930 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知) において、一部負担金の支払いの免除の要件について示してきたところである。

令和 7 年 3 月 31 日に指定が解除された帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層（※）の被保険者に対する一部負担金の免除措置については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」の一部改正について（令和 7 年 3 月 28 日付け厚生労働省保険局保険課ほか連名事務連絡）により、令和 7 年 10 月 1 日以降、全額の財政支援を終了することとしているが、一部負担金の支払いの免除の要件についても、下記のとおりとするので、貴管下保険者及び関係団体において、適切な取扱いがなされるよう配慮願いたい。

（これまでの取扱いとの変更点は下線を引いた部分）

記

1 一部負担金の支払いの免除の要件について

国民健康保険の保険者は、次のいずれかの要件に該当する被保険者については、「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」（昭和 34 年 3 月 30 日付け保発第 21 号厚生労働省保険局長通知）にかかるらず、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 44 条第 1 項第 2 号の規定により、一部負担金を免除して差し支えないこと。

- ① 平成23年3月11日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。以下同じ。）に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、住家の全半壊、全半焼又はこれに準じる被災をしたもの
- ② 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの
- ③ 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明であるもの
- ④ 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止したもの
- ⑤ 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がないもの
- ⑥ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退きに係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難を行っていたもの及び同法第20条第2項の規定による計画的避難区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となったもの（ただし、令和6年度以前に避難指示が解除された区域に属するもの、かつ上位所得層に該当するものを除く）
(注) 上記被保険者については、当該区域の解除・再編後においても、引き続き、解除・再編前の被保険者と同等の被保険者として取り扱うこと。
- ⑦ 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による、緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となり、かつ上位所得層に該当しないもの
- ⑧ 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定されていた住居をいう。）に居住していたため、

避難を行ったもの、かつ上位所得層に該当しないもの

⑨ その他上記の各号に準じる者として保険者が認めたもの

2 その他

本通知における一部負担金の支払いの免除の要件についての詳細は、「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」（平成23年5月2日付け保国発0502第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）（以下「平成23年課長通知」という。）の「第3 一部負担金の免除措置の対象者について」によるものとする。

この場合において、平成23年課長通知の「第3 一部負担金の免除措置の対象者について」中「局長通知第2のIIIの1の（1）」とあるのは、「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（令和7年10月24日付け保国発1024第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）の「1 一部負担金の支払いの免除の要件について」と読み替える。

(※) 「上位所得層」とは、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和6年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯をいう。